

令和5年度

第62回埼玉県景観審議会

令和5年8月31日（木）

埼玉県都市整備部都市計画課

午前10時30分 開会

○(司会) 粕谷副課長 皆さん、こんにちは。

定刻になりましたので、埼玉県景観審議会を開催いたします。

私は、本日の司会を務めさせていただきます埼玉県都市計画課副課長の粕谷と申します。よろしくお願いたします。

初めに、委員の出席状況につきましてご報告申し上げます。

埼玉県景観審議会規則第5条第2項の規定により、会議を開くには委員の過半数が出席している必要があります。

本日10名のご出席をいただいております。既定の定足数に達しているため、本審議会は成立となります。

次に、本日の資料を確認させていただきます。

事前にメールでお送りした資料が次第、出席者名簿、配布資料一覧、そのうち資料1、景観審議会について、資料2、公共事業景観形成専門部会委員の選出について、資料3-1、オンライン傍聴に対応した傍聴要領の改正について、資料3-1(参考)として、第61回景観審議会で提示した「傍聴要領(案)」、資料3-2、傍聴要領(会場)、資料3-3、傍聴要領(オンライン)、資料4、公共事業景観形成専門部会のスケジュール、資料4(参考)、以上でございます。

そのほかに事前に郵送した資料が別冊の緑色のファイルとして、埼玉県景観審議会参考資料でございます。よろしいでしょうか。

ウェブ出席の委員で資料に不足がある方は、恐れ入りますが、画面共有機能で資料を映して説明いたしますので、画面をご覧ください。

不足がありましたら、後日改めて送付いたしますので、その旨お申し出ください。よろしいでしょうか。

それでは、ただいまから第62回埼玉県景観審議会を開催いたします。

まず、埼玉県都市整備部都市計画課長の吉岡からご挨拶申し上げます。

○吉岡課長 皆さん、こんにちは。埼玉県都市計画課長の吉岡でございます。

本日はお忙しい中、第62回埼玉県景観審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。本審議会は、多くの委員の皆様にご出席いただくために、オンラインでの参加も併用して開催させていただいております。改めまして、本審議会にご協力いただきますことに御礼を申し上げます。

さて、先月ですが、全国景観会議が宮崎県で開催されました。国から令和5年3月時点での全国市区町村の景観行政団体への移行率が示されました。令和4年3月時点で全国平均は44%でしたが、令和5年3月時点、1年後の3月時点では50.7%と6ポイントアップしているというような全国的な数字が示されました。本県の状況ですが、63市町村のうち18市の移行にとどまっております、その移行率は29%と全国平均よりも残念ながら低い水準にございます。

良好な景観の形成は、地域の特色に応じたきめ細かな規制誘導が大変有効です。その中心的な役割を担うのは、基礎的自治体である市町村が好ましいというふうを考えているところです。

人口減少が続くことは、日本全体にとっては大きな課題ですが、見方を変えますと、まちづくりにとっては、市場の量的圧力から解放されて、景観形成をはじめとして、落ち着いて質の向上に取り組むことができるチャンスとも言えるのかなと思っております。

県では引き続き県内市町村の景観行政団体への移行を推進し、地域らしさを生かしたまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

本日の審議会は、7月の委員改選後初めての開催となります。このため、会長、副会長の互選や公共事業景観形成専門部会委員の選出、前回の審議会でご意見いただきましたオンラインによる本審議会の傍聴を想定した要領の改正についてご審議いただきます。委員の皆様におかれましては、それぞれの専門分野、お立場から忌憚のないご意見を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、冒頭の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

○（司会）粕谷副課長 ありがとうございます。

続きまして、今回は7月1日の委員改選後、初めての審議会ですので、委員の皆様をご紹介させていただきます。

お配りした出席者名簿をご覧ください。この名簿の順にお名前をお呼びします。

埼玉県景観審議会規則第3条第1項第1号に規定する学識経験がある者として、東京農業大学地域環境科学部教授の荒井歩様でございます。

○荒井委員 荒井です。よろしく願いいたします。

○（司会）粕谷副課長 埼玉大学大学院人文社会科学部教授の内田奈芳美様でございます。

○内田委員 内田です。よろしく願いいたします。

- （司会）粕谷副課長 国土舘大学理工学部教授の二井昭佳様でございます。
- 二井委員 二井です。よろしくお願いいたします。
- （司会）粕谷副課長 埼玉大学教育学部准教授でNPO埼玉農業おうえんしたい監事の亀崎美苗様でございます。
- 亀崎委員 亀崎です。よろしくお願いいたします。
- （司会）粕谷副課長 芝浦工業大学システム理工学部教授の作山康様でございます。
- 作山委員 作山でございます。よろしくお願いいたします。
- （司会）粕谷副課長 立教大学観光学部教授の羽生冬佳様でございます。
- 羽生委員 羽生です。よろしくお願いいたします。
- （司会）粕谷副課長 東京都立大学システムデザイン学部非常勤講師の依田彩様でございます。
- 依田委員 依田彩です。よろしくお願いいたします。
- （司会）粕谷副課長 続きまして、同第2号に規定する関係団体を代表する者として、一般社団法人埼玉建築士会技術委員会副委員長の江崎奈穂子様でございます。
- 江崎委員 江崎です。よろしくお願いいたします。
- （司会）粕谷副課長 続きまして、同第4号に規定する公募に応じた者として、公募による選出の高本正広様でございます。
- 高本委員 高本です。よろしくお願いいたします。
- （司会）粕谷副課長 同じく公募による選出の後藤茂様でございます。
- 後藤委員 後藤です。よろしくお願いいたします。
- （司会）粕谷副課長 なお、本日はご出席いただいておりますが、学識経験がある者として埼玉弁護士会弁護士の藤川久之様、関係団体を代表する者として埼玉県屋外広告業協同組合副理事長の布川勝己様、関係行政機関の職員として行田市副市長の横田英利様にご就任いただいております。  
以上13名の方に委員をお願いしております。  
委員の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。  
続きまして、事務局職員を紹介いたします。  
初めに、埼玉県都市整備部都市計画課長の吉岡です。
- 吉岡課長 改めまして吉岡です。よろしくお願いいたします。
- （司会）粕谷副課長 同じく、総務・企画・景観担当主幹の青木です。

- 青木主幹 よろしく申し上げます。青木でございます。
- (司会) 粕谷副課長 同じく、主査の野澤です。
- 野澤主査 主査の野澤です。よろしく願いいたします。
- (司会) 粕谷副課長 同じく、主任の笛木です。
- 笛木主任 主任の笛木です。よろしく申し上げます。
- (司会) 粕谷副課長 同じく、技師の竹内です。
- 竹内技師 竹内です。よろしく申し上げます。
- (司会) 粕谷副課長 本日は会場及びZ o o mでの開催としておりますが、会議録作成のために録音いたしますので、ご了承ください。

なお、発言の際は、ウェブ参加の委員につきましては、画面左下のマイクのマークをクリックし、ミュート解除しお名前を名乗ってからご発言していただくようお願いいたします。発言後は同様にマイクのマークをクリックし、ミュートにさせていただき、音声が入らないようお願いいたします。また、リアクションのボタンを押していただきますと手を挙げるという機能もございますので、発言の際にはご活用ください。

会場にいらっしゃる委員につきましては、ミュートの解除はせずに、自席でそのまま発言していただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

ここで、委員改選後初めての審議会でございますので、議事に先立ちまして、本県の景観審議会及び埼玉県景観・屋外広告物行政の概要につきまして、事務局から説明させていただきます。

- 野澤主査 それでは、事務局より埼玉県景観・屋外広告物行政の概要についてご説明申し上げます。

資料1、景観審議会についてをご覧ください。

まず、設置根拠です。

埼玉県の執行機関の附属機関に関する条例、別表第一に基づくものであり、知事の諮問に応じ、景観形成及び屋外広告物に関する重要事項を調査審議することとされております。

次に、諮問事項です。

景観については埼玉県景観条例で、屋外広告物については埼玉県屋外広告物条例でそれぞれ本資料のとおり定められています。

また、条例で定められた事項以外でも、必要に応じお諮りすることがございます。

お配りしております緑のファイル、参考資料2、埼玉県景観条例と埼玉県屋外広告物条例

がございますので、お時間のあるときにご参照いただければと存じます。

次に、埼玉県の景観・屋外広告物行政の概要をご覧ください。

#### 1、景観計画と景観条例についてです。

平成16年に制定された景観法に基づき、以前からあった埼玉県景観条例を改正するとともに、埼玉県景観計画を策定し、本県の地域特性を生かした良好な景観の形成に関する方針や行為の制限を定めております。

また、本県は、大宮、さいたま新都心、川越といった都市の賑わいと、利根川、荒川の河川を軸に、秩父の山々、狭山丘陵から見沼田圃へと変化する豊かな田園風景に恵まれております。これらの風景を守るため、景観法の届出制度を運用し、色彩制限など、景観の規制、誘導を図っております。

#### 2、公共事業景観形成指針についてです。

県が自ら整備する道路、橋梁、河川、公園及び建築物などの公共事業は、周辺景観へ大きな影響を与えます。そのため、本指針を定め、県自ら整備する公共事業による良好なまち並みの創造、周辺景観資源の引き立て、邪魔をしない工夫を実施しております。

本日、議題の（2）公共事業景観形成専門部会もその工夫のため、県が整備する公共事業についてアドバイスをいただくため委員を選出するものでございます。

#### 3、屋外広告物の規制についてです。

まちや道路沿いには多種多様な屋外広告物が出されており、県は屋外広告物法と埼玉県屋外広告物条例によって必要な規制を実施しております。主なものとしては、屋外広告業登録事務、許可基準に基づく許可事務、是正指導、屋外広告物禁止地域等の指定などがございます。

#### 4、景観まちづくりへの支援についてです。

市町村や地域住民の景観まちづくり活動を促進するため、市町村や住民等の団体が実施する景観まちづくりに関する支援を実施しております。主なものとしては、県内の景観行政団体及び景観行政団体への移行を目指す市町村との研究会、県民の勉強等への景観アドバイザーの派遣、市町村の景観形成の取組の支援、景観形成施策の情報提供などがございます。

#### 5、景観資源の情報発信についてです。

県民の景観に対する理解と認識を深めることを目的とし、県内の景観資源を発掘しPRするため、埼玉県景観資源データベースとしてホームページに公表しております。

説明は以上でございます。

○（司会）粕谷副課長 ただいま景観行政及び屋外広告物行政の概要について説明申し上げましたが、ご質問はありますでしょうか。

質問はないようですので、これより議事に入りたいと思います。

初めに、議題（１）埼玉県景観審議会会長・副会長の互選についてですが、まず会長の選出をお願いしたいと存じます。

この議題については、会長が議長になると規則で定められておりますが、会長が決まっておりますので、私の方で進めさせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

【「異議なし」と言う者あり】

○（司会）粕谷副課長 それでは、私の方で進行させていただきます。

埼玉県景観審議会規則第４条第１項では、審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定めるとなっております。どなたかご推挙はございますでしょうか。

○内田委員 よろしいですか。

○（司会）粕谷副課長 どうぞ。

○内田委員 すみません、内田です。

会長に対する推薦ですけれども、都市環境がご専門で、景観に対する知見が非常に深くていらっしゃる作山先生がふさわしいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○（司会）粕谷副課長 ただいま内田委員様から作山委員様の推薦がありましたが、いかがでしょうか。

【「異議なし」と言う者あり】

○（司会）粕谷副課長 異議なしのお言葉をいただきましたが、よろしいでしょうか。

それでは、皆様にご同意いただけたようですので、会長を作山委員をお願いしたいと存じます。

早速ですが、作山会長にご就任のご挨拶をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○作山会長 芝浦工業大学の作山でございます。

初めての委員の方もいらっしゃいますので、少し私の話もさせていただきたいと思います。

芝浦工業大学でもシステム理工学部、大宮キャンパスにございますので、県内にある大学となります。私も戸田市に住んでおりますので、在住プランナーということで、大学に来る前は、都市計画コンサルタントに長くいまして、景観計画、自分の住んでいる戸田市はじめて15年ぐらい前ですかね、埼玉県の景観計画の前段となる埼玉景観アクションプランなども担

当しておりました。したがって、埼玉県全体についても多少の情報があるということで、市町村レベルですと、公共施設デザインガイドラインですとか、色彩計画、屋内サインガイドラインはじめ一応景観に関することの実績は数多くさせていただいております。景観アドバイザーも戸田では20年ぐらいずっとさせていただいておりますので、県の景観行政に関してお手伝いさせていただくということで、今期も皆さん共々に慎重なる審議をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○（司会）粕谷副課長 ありがとうございます。

それでは、これから、埼玉県景観審議会規則第5条第1項の規定により、作山会長に議長として議事の進行をお願いいたします。

それでは、よろしくお願ひいたします。

○作山会長 それでは、よろしくお願ひします。

ここで、議事を進める前に、埼玉県景観審議会規則第9条第2項の規定に基づき、本日の議事録に署名をいただく委員を指名します。

今回は亀崎委員と内田委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○亀崎委員 大丈夫です。

○内田委員 大丈夫です。

○作山会長 ありがとうございます。

それでは、次に、本審議会は審議会規則第8条に基づきまして、審議会の会議は公開する。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができるとなっております。事務局に伺います。本日、傍聴希望者はいらっしゃいますでしょうか。

○野澤主査 いいえ、傍聴希望者はありません。

○作山会長 それでは、次第に従い、議事を進めてまいります。

議題（1）の副会長の選出を行いたいと思います。

審議会の継続性の点から、7月の改選に伴い、1期目となる委員の方に副会長をお願いするのが好ましいと考えておりますが、いかがいたしましょうか。

私の考えですが、国土交通省の景観アドバイザーを務めていることから、景観に関して幅広く対応いただける二井先生をお願いするのがよいと思いますが、いかがでしょうか。

【「異議なし」と言う者あり】

○作山会長 ありがとうございます。異議なしということで、皆様、ご同意いただけたようですので、それでは、副会長を二井委員にお願いしたいと思います。



それでは、二井副会長に就任のご挨拶をお願いしたいと思います。

○二井副会長 皆様、ありがとうございます。初めまして、国土舘大学の二井と申します。

私は、土木デザインですとか公共空間のデザインを通じて魅力的なまちづくりを進めていくことに取り組んでおります。

先ほども県の担当者の方から説明ありましたが、世界的に見ても質の高い公共空間の整備で、都市再生を目指す動きが行われておりますので、微力ですが、埼玉県内でもそういった動きを支援していければなと思っております。皆様、どうぞよろしくお願いたします。

○作山会長 ありがとうございます。

それでは、次に、議題（２）公共事業景観形成専門部会委員の選出について事務局より説明をお願いいたします。

○野澤主査 公共事業景観形成専門部会委員の選出について事務局よりご説明させていただきます。

資料の２をご覧ください。

埼玉県の景観審議会規則第６条の規定には、諮問事項のうち特定の事項を調査審議するため必要があるときは、専門部会を置くことができとなっております。

今回お諮りする議案の目的です。

令和５年７月１日に埼玉県景観審議会の委員改選を行いました。今期においても、埼玉県の公共事業に対して景観の専門家としてアドバイスをいただきたいため、改選された委員から公共事業景観形成専門部会の委員を選出するものです。

なお、部会の委員の選出は、規則第６条第２項の規定により会長が委員を選出することとなります。

続きまして、今回、委員を選任していただく専門部会の内容についてご説明いたします。

２、公共事業景観形成専門部会、専門家アドバイスについてをご覧ください。

アドバイスにつきましては、（１）基本設計段階と（２）施工段階の２つの段階がございます。

まず、基本設計段階のアドバイスは、基本設計を行った公共事業のうち、景観形成上特に重要なものについて、基本設計で作成した図面を基にアドバイスを行うというものでございます。

大きな規模の工事となりますと、まず基本設計で大まかな方針を定めて、その後、実施設

計で工事ができるような詳細な設計を行うという手順になることが多いので、基本設計後、また場合によっては基本設計中にアドバイスを行うとしております。

また、施工段階でのアドバイスについては、基本設計段階のアドバイスを受けて工事が完了した後に、今後の取組に生かすために、再度アドバイスを行うものでございます。

次に、(2) 専門家アドバイスの取り扱いについてです。

事業を進める上では予算の制約や他の関係機関との調整、様々な基準や地元の意向など様々な制約があるため、いただいたアドバイス全部を実施するというのは、非常に困難な場合があります。つきましては、実施設計に反映させることを義務付けるものではないとさせていただきます。

アドバイスを受けた事例を参考にして、職員が配慮すべき事項や景観上の工夫の仕方について、専門家の視点を知る新たな気づきを得ることを主眼に置いて実施をしたいと考えております。

次のページの3をご覧ください。

過去3年間の専門家アドバイスの事例を紹介しております。令和4年度には、SAITAMAロボティクスセンター(仮称)ロボット開発支援フィールド(仮称)整備基本設計業務等に対してアドバイスをいただきました。

令和3年度においては、都市計画道路浦和野田線に対してアドバイスをいただきました。

今年度につきましても、令和2年度に基本設計段階でアドバイスをいただきました県東部地域特別支援学校に対する施工後アドバイスについて調整をしております。

説明は以上でございます。

○作山会長 ありがとうございます。

次に、専門部会の委員の選出は、規則で会長が指名することのようですが、委員選定について事務局の考えはありますか。

○野澤主査 事務局といたしましては、土木、建築など公共事業に関係する分野の委員を中心に構成するのが望ましいと考えております。

具体的には、緑地景観の観点から荒井委員、土木景観の観点から二井委員、農村計画の観点から亀崎委員、都市環境の観点から作山委員、色彩の観点から依田委員、建築業の実務から江崎委員、この6名の委員をお願いするのがよいのではないかと考えております。

以上でございます。

○作山会長 ただいま説明のあった専門部会委員の選出について、ご意見、ご質問ございませ

たら、ご発言をお願いします。

よろしいでしょうか。特に意見がないようですので、議題（２）公共事業景観形成専門部会委員の選出についての議決に入りたいというふうに思います。

特に意見がございませんでしたので、当審議会において公共事業景観形成専門部会の委員については、事務局案のとおり指名することといたします。

次に、部会長についてでございますが、当審議会の副会長であり、土木景観が専門分野の二井委員にお願いしたいと考えますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

【「異議なし」と言う者あり】

○作山会長 それでは、部会長は二井委員を指名いたします。

次に、議題（３）傍聴要領の改正について事務局より説明をお願いします。

○野澤主査 それでは、傍聴要領の改正について事務局よりご説明をさせていただきます。

資料３－１、オンライン傍聴に対応した傍聴要領の改正についてをご覧ください。

本議題の経緯ですが、２月に開催をしました第61回埼玉県景観審議会においてオンライン傍聴を可能とする傍聴要領の改正案について、委員皆様のご意見を伺いました。

資料３－１（参考）、第61回景観審議会で配付した傍聴要領（案）をご覧ください。

前回の景観審議会で提示した傍聴要領（案）です。

委員の皆様から、例えば青枠内の中、「WEB会議システム等において、傍聴に係る知り得た情報を他人に提供しないこと。」について、オンラインだけでなく、会場で知り得た情報は他人に提供してもよいのかといったご意見をいただきました。

資料３－１へお戻りください。

第61回審議会後、県では、令和５年３月20日に附属機関等への県民参加の促進に関する指針が示され、オンライン傍聴における指針が示されました。この指針は、会議の公開は、原則としてオンライン傍聴によるものとし、会場の傍聴との併用も可能であるというものになっております。

第61回の審議会でもいただいた意見や県の指針を基に、県民にとってオンラインと会場どちらに適用される規定なのか分かりやすいものとするため、会場における傍聴要領とオンラインにおける傍聴要領とに分けて案を作成しました。

主な違いは、下部の、会場版を左側に、オンライン版を右側にまとめているものになります。

申込期日については、会場は30分前まで、オンラインは傍聴者の有無によって環境整備等

に影響があることから、締切りを2営業日前までとしております。

受付については、会場は抽選、オンラインは先着順としております。

オンラインは2営業日前までに先着順ですが、ここで漏れてしまった場合、会場で抽選により傍聴が可能となります。

秩序の維持については、どちらも同じ内容です。

傍聴に当たって守るべき事項としては、会場では、会場における飲食等の禁止、録画等の禁止。オンラインでは、傍聴URL等の漏洩禁止。これは傍聴用のURLやID、パスワードを他者へ漏らすことを禁止するものです。傍聴者以外の者が視認等できる環境での傍聴禁止。これは代表者が傍聴人として申し込み、同じ画面で複数人が視認等できる環境での傍聴を禁止するものです。チャット機能等の利用禁止。これはZoomのチャット機能等の利用を禁止するものです。スクリーンショット等の禁止。これは会場における録画等の禁止に当たるものになります。

次のページをご覧ください。

上段は、オンライン傍聴のイメージです。Zoomのウェビナー機能により実施をします。このイメージ図の中で、ホストは事務局、パネリストは委員の皆様、視聴者は傍聴者に置き換えてください。

下の表をご覧ください。

事務局、委員、傍聴者、それぞれが利用できるZoom機能の一覧表です。

事務局と委員の皆様は、会議中の発言、画面共有等が可能であり、通常のZoomミーティングと同じになります。

視聴者は画面の閲覧及び音声、映像の受信が可能であり、発言はできません。チャット機能等がありますが、これらについては事務局が機能設定により制限をします。

以上を踏まえ作成した傍聴要領（案）は、資料の3-2と3-3になります。

資料3-2が会場版で、現行の傍聴要領を修正したものになります。

資料3-3はオンライン版で、県の指針等を参考に作成したものになります。

今回の審議会でもオンライン傍聴についてご了承いただきましたら、本日付で施行し、次回の審議会からオンラインで傍聴できるようにしたいと考えております。

以上が傍聴要領の改正についてのご説明でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○作山会長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明についてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。  
どうぞ。

○高本委員 高本でございます。

今回から出席しておりますので、この前回の傍聴要領（案）を見ましたら、先ほど青枠で囲んであるところがございますけれども、「WEB会議システムで知り得た情報は他人に提供してはいけない。会場で傍聴して知り得た情報は提供してよいのか。」ということで、今回の案では、この（6）番が入っておりませんが、前回、この意見に対して答えとしては、要するに他人に提供してもいいんですよと、知り得た情報は提供していいんですよというのが答えだったのでしょうか。そのあたりの確認をさせていただきたいと思います。

○作山会長 ただいまのご質問に関しまして事務局からお答え願いたいと思います。

○青木主幹 事務局の青木でございます。

ただいまのお答えといたしましては、資料3-3の傍聴要領をご覧くださいますと、3の会議を傍聴するに当たって守るべき事項（1）に傍聴用URL、ID及びパスワードを他者へ漏らさないことを規定しています。前回お示した「WEB会議システムで知り得た情報」というのが、この傍聴用URL、ID及びパスワードを指しております。これは、会議の内容を他者に提供してはいけないという意味ではなく、この会議を傍聴するためのURL、ID、パスワードを他者に提供してはいけないという趣旨で記載していたものでしたので、今回の改正で明確にしております。

以上です。

○作山会長 それでは、ここで議論した内容をほかに提供するのは構わないけれども、パスワードとURLは、ほかへ漏らしてはいけないよということですね。

○青木主幹 そのとおりでございます。

○作山会長 ありがとうございます。

○高本委員 分かりました。傍聴した場合には、ほかの人に、その内容について伝えてもいいということですね。ありがとうございます。

○作山会長 結構情報公開が進んでいるなという印象ですよ。私も実はこれ初めての経験なんですけれども、オンラインでもね。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですかね。

それでは、議題（3）傍聴要領の改正について議決に入りたいと思います。

会場の方は挙手を、オンラインの方はリアクションで手を挙げていただきたいと思います。

賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○作山会長 ありがとうございます。それでは、手を下ろしてください。

それでは、傍聴要領の改正については、事務局案のとおりになりました。

この傍聴要領については、本日付けで施行し、次回の審議会からオンライン傍聴ができるようになりますので、皆様、ご承知おきください。

次に、報告事項になります。

報告事項（１）公共事業景観形成専門部会のスケジュールについて事務局からご説明をお願いいたします。

○野澤主査 それでは、公共事業景観形成専門部会のスケジュールについてご報告をさせていただきます。

本年度のアドバイス案件は、施工段階のアドバイスを１件予定しております。現在調整を進めておりますが、令和２年度に基本設計段階でアドバイスをいただきましたさいたま市の県東部地域特別支援学校建設工事設計業務を予定しております。

今後、部会委員の方に日程調整をお願いいたしますが、10月頃に公共事業景観形成専門部会を開催し、現地視察、審議をお願いしたいと思います。

そちらを受けまして、専門部会の委員と事務局で調整をしながら、11月から12月に施工段階アドバイスの案を作成いたします。その後、年明け、令和6年1月から2月に、次回の埼玉県景観審議会において専門部会による報告、審議を経て、専門家アドバイスとし、事業課である営繕課に伝える予定です。

報告は以上でございます。

○作山会長 ただいまの説明にあった公共事業景観形成専門部会のスケジュールについてご質問、ご意見ございましたら、ご発言をお願いいたします。

よろしいでしょうか。特にご意見、ご質問ないようです。

それでは私から、資料4（参考）がついていますけれども、これについて説明をお願いします。

○青木主幹 事務局から、今年度予定しております専門部会の実施段階のアドバイスをいただく事業についてご説明します。

資料4（参考）をご覧ください。

こちら県東部地域特別支援学校の設計業務でして、場所はさいたま市岩槻区と蓮田市のち

ようど境辺りの、現在はさいたま新都心に移転しましたが、埼玉県立小児医療センターの跡地すぐ脇になります。

こちら令和2年度に基本設計段階で委員の皆様からアドバイスをいただいております、例えば建築物に関するアドバイスとしまして、壁面の明度や建物のデザインを工夫する。また、外構等に関するアドバイスとしまして、舗装が単調にならないように全てアスファルト舗装ではなくて、一部をインターロッキングにする工夫をする。敷地を囲うフェンスを工夫する。また、シンボルツリーを継承していくといったものをアドバイスいただいております。

こちらにつきまして、現地を確認いただきまして、この内容に関わらず、例えばもう少しこういうところを工夫したらもっとよかったよねとか、そういうところがありましたら、ぜひアドバイスをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○作山会長 ありがとうございます。

これは令和2年なので、ちょっと前になりますけれども、その施工後の評価ということになりますね。PDCAで言うと、ここでこのアドバイスがどう生かされたのかというところを評価して、次につなげるということですね。ありがとうございます。

以上で本日の議事は全て終了となります。皆様のご協力により円滑に審議を進めることができました。ご協力ありがとうございます。それでは進行を事務局にお返しします。

○(司会)粕谷副課長 本日は、作山会長をはじめ委員の皆様には慎重にご審議いただき、誠にありがとうございました。

これをもちまして第62回埼玉県景観審議会を閉会といたします。

次回の第63回埼玉県景観審議会につきましては、令和6年の1月から2月頃を予定しております。

日程など詳細につきましては、改めてご連絡いたしますので、よろしくお願いいたしますと存じます。

本日はありがとうございました。

午前11時11分 閉会